

小田原市監査委員公表第8号

令和7年10月30日付けで提出された小田原市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年12月23日

小田原市監査委員 近藤正道
小田原市監査委員 山崎俊
小田原市監査委員 神戸秀典

監査の結果

第1 監査の結果

本件請求のうち、小田原市文化部図書館が令和6年度に小田原市中央図書館で主催した講座・イベント等の事業の実施に伴い支出した謝礼について、返還又は是正を求める件については、請求に理由がないことから、これを棄却し、その余の請求については、住民監査請求の要件を欠いていることから、これらを却下する。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 小田原市（省略）
氏名 （省略）

2 請求書が提出された日

令和7年10月30日

3 本件請求の要旨

令和7年10月30日に提出された「小田原市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）及び令和7年11月10日に提出された「監査請求に対する陳述書」（以下「陳述書」という。）を総合すると、請求人が請求する違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に怠る事実、その理由及び求める措置の大要は、以下のとおりである。

請求1 小田原市文化部図書館が小田原市中央図書館で主催した講座・イベント等の事業（以下「主催事業」という。）において、明確な選定基準や公募制度を設けず、職員の判断で講師等を選定し、謝礼を支出しているが、これは公共施設に求められる公平性・中立性を損なう公金の恣意的な使用であり、財務会計上の目的外支出又は合理的根拠を欠く支出に該当する。

令和4年度から令和7年度まで（令和4年度及び令和7年度は陳述書で新たに追加された。）に実施した主催事業について、不当な支出が認められた場合は、謝礼の返還又は是正を求める。

請求2 明確な選定基準や公募制度を設けず、職員の判断で講師等を選定する仕組みを是正するための措置を講じていないという怠る事実があることから、次の措置を講ずるよう求める。

(1) 主催事業について、公募手続・選定基準・評価方法等を明文化した制度を整備し、担当職員の裁量に依存しない公正な運用を行うこと。

- (2) 公共施設が外部団体と協働する際の公平性・中立性を確保するため、小田原市（以下「市」という。）全体としての運用基準を策定し、今後の全庁的な再発防止策として市民に公表すること。
- (3) 職員の裁量運用による不当な依頼・支出を防止するため、市文化部内における決裁・確認体制を見直し、会計・監査部門との連携を強化すること。

第3 監査の結果を決定した理由

1 監査の対象としなかった事項及びその理由

本件請求のうち、請求1の令和4年度、令和5年度及び令和7年度に実施した主催事業に伴う謝礼の支出並びに請求2については、監査の対象としなかった。

請求1のうち、令和4年度及び令和7年度に実施した主催事業に伴う支出は、陳述書で新たに追加されたものである。地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項において、監査委員は、「請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない」とされているが、その陳述の内容は、請求書や事実証明書の内容を補充する程度に限られると解されており、当該支出は請求書の請求範囲を超えているため、住民監査請求の要件を欠いている。

また、法第242条第2項において、住民監査請求の期間は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」とされている。請求1のうち、令和5年度に実施した主催事業に伴う支出は、いずれも1年を経過しているが、請求期間を経過している正当な理由は示されておらず、住民監査請求の要件を欠いている。

請求2について、請求人は、明確な選定基準や公募制度を設けず、職員の判断で講師等を選定する仕組みを是正するための措置を講じていない怠る事実があると主張しているが、法第242条第1項においては、住民監査請求の対象とする怠る事実について、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」と規定しており、本請求はこれに該当しないため、住民監査請求の要件を欠いている。

2 監査の対象とした事項

本件請求のうち、請求1の令和6年度に実施した主催事業に伴う謝礼の支出を監査対象とし、以下の視点で監査を実施した。

- (1) 謝礼の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか
- (2) 講師等の選定方法に裁量権の逸脱又は濫用が認められるか

3 監査の経過

令和7年10月30日に請求人から請求書が提出されたことから、次の経緯を踏まえて監査を実施した。

- (1) 令和7年11月10日、請求人から陳述書が提出された。
- (2) 令和7年11月11日、市から見解書が提出された。
- (3) 令和7年11月19日、法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人が陳述を行った。この陳述には、同条第8項の規定により文化部図書館長ほか関係職員が立ち会った。
- (4) 令和7年11月19日、法第199条第8項の規定により、文化部長、文化部副部長、文化部図書館長ほか関係職員から事情聴取を行った。

4 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、市からの提出書面及び関係職員の事情聴取並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めた。

- (1) 主催事業の実施に伴う謝礼の支出について

小田原市中央図書館では、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第3条及び図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定に基づき、読書活動の振興等を目的に主催事業を実施しており、令和6年度に実施した主催事業のうち、講師等に謝礼を支出したものは次のとおりである。

	件名	支出日	支出金額
1	第9回小田原市図書館を使った調べる学習コンクール審査員謝礼	令和6年10月31日	15,000円
2	第9回小田原市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式出席謝礼	令和6年12月27日	10,000円
3	図書館活用講座講師謝礼	令和7年2月25日	10,000円
4	読書活動推進講演会講師謝礼	令和7年3月25日	100,000円
5	図書館総合歴史講座講師謝礼	令和7年3月25日	50,000円
6	読書会出席謝礼	令和7年4月4日	10,000円
7	ボードゲームパーティ講師謝礼	令和7年4月18日	20,000円
	計		215,000円

- (2) 主催事業の実施及び謝礼の支出に係る事務決裁権限について

地方公共団体における教育行政については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第22条において教育委員会と地方公共団体の長に明確に職務権限が区分されており、図書館等の教育機関の管理については教育

委員会の職務権限とされ、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行については長の職務権限とされている。これを監査対象事項に当てはめると、主催事業の企画及び講師等の選定は小田原市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の職務権限であり、主催事業の講師等への謝礼の支出は小田原市長の職務権限である。

次に、主催事業の実施等に係る組織的な意思決定である事務決裁権限について確認する。

市教育委員会の権限に属する事務である主催事業の企画及び講師等の選定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により教育長に権限が委任されている。また、法第180条の7及び小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、図書館の管理及び運営に関することは、文化部長、文化部副部長及び図書館の職員に補助執行させており、同規則第3条において準用する小田原市教育委員会事務決裁規程（平成10年小田原市教育委員会訓令第1号）第3条第1項の規定により、定例的な事務事業の実施については、図書館長が専決することとなっている。

また、小田原市長の職務権限である予算の執行のうち、100万円以下の謝礼の支出については、小田原市事務決裁規程（昭和39年小田原市庁達第2号）第4条第1項の規定により、図書館長の専決事項となっている。

5 監査委員の判断

(1) 監査委員が違法又は不当であるか否かを判断する事項について

請求人は、主催事業において、明確な選定基準や公募制度を設けず、職員の判断で講師等を選定し、謝礼を支出していることは、法第244条及び第2条第14項に規定する公共施設の利用及び行政運営に求められる公平性・中立性の原則に反し、不当な財務会計上の行為に該当すると主張している。

そこで、謝礼の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるかについて判断する。

(2) 判断

職員の財務会計上の行為を捉えて損害賠償責任を問うができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。

ところで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の設置、管理その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めるものであるところ、同法では、地方公共団体の長の権限で行うことと

なっている財務会計上の事務を除き、教育に関する事務の広範な事項が教育委員会の権限に属する事務となっている。

このような教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係に鑑みると、地方公共団体の長は、独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容に属する事項については、著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その内容に応じた財務会計上の措置を執る義務があると解するのが相当であって、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するというべきである（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決参照）。

本件主催事業の実施に伴う謝礼については、市教育委員会が実施を決定した主催事業の講師等のうち行政機関に属さない外部の学識経験者等に対して支出されたものであり、その支出金額も市が内部基準として定めた令和6年度予算単価表における謝礼の額の範囲内であること、並びに主催事業の企画及び講師等の選定において、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえないことから、当該謝礼の支出は、財務会計上の義務に違反するものとは認められず、請求人の主張には理由がない。

次に、上記の判断に直接影響するものとはいえないが、本件主催事業の実施及び謝礼の支出については、図書館長という同一の職員が市教育委員会の権限と小田原市長の権限に基づき事務を執行していることに鑑みて、主催事業の企画及び講師等の選定において、市教育委員会の裁量権の逸脱又は濫用があるかどうかについて、検討を加える。

一般に、行政機関による裁量権の行使に当たっては、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、その判断が裁量権の範囲を超える又はその濫用があったものとして違法であるとすることができる（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決参照）。

これを本件について見ると、教育機関である図書館は、教育委員会としての独立した権限に基づき、図書館法の定める図書館奉仕として、どのような目的で講座等を企画し、どのような講師等を選定するかについて、広範な裁量権を有している。本件においては、小田原市図書館条例や小田原市図書館運営方針等に基づき、その目的等を明確に定めた上で主催事業を企画し、その目的に合致した講師等を選定しており、これらの意思決定も職員個人としてではなく、決裁文書によって組織的に決定されていることから、そこに裁量権の逸脱又は濫用はない。

また、法第244条第2項又は第3項において、地方公共団体に対し、正当な理由がなく公の施設の利用を拒むことや不当な差別的取扱いを禁じているのは、住民が公の

施設を利用する権利に関してであって、住民に対し、公の施設で実施される講座等の講師等として選定される権利を保証し、その公平性を求めるものとは解されない。

以上のとおり、主催事業の企画及び講師等の選定においても、違法又は不当な事実は認められない。

参考

- ・小田原市職員措置請求書
- ・監査請求に対する陳述書

添付省略